

令和3年度 後期高齢者医療保険料のお知らせ

令和3年度の後期高齢者医療保険料率は、下記のとおりです（※茨城県内は均一の保険料率となります）。

均等割額 46,000円

所得割率 8.50%

個人ごとの保険料額の決めかた

1年間の保険料額

(100円未満切捨て)
※賦課限度額64万円

=

均等割額

被保険者一人当たり
46,000円

+

所得割額

(賦課のもととなる金額)
×8.50%

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差引いたもので、**社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額**です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除額とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額（前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には43万円）となります。

※賦課限度額（上限）は**64万円**です。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

令和3年度の保険料軽減措置について

1 所得が低い方に対する均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	軽減割合	軽減後の均等割額
① 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1）以下の世帯	7割	13,800円
② 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割	23,000円
③ 43万円+10万円×（給与所得者等の数-1） +「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割	36,800円

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円未満は110万円）を差引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差引いて判定します。

2 被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。

※ 国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。

※ 「1 所得が低い方に対する均等割額の軽減」の対象となる場合は、軽減割合が高い方が優先されます。

【問合せ先】

○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 ☎ 029-309-1213
○保険料の納付について 茨城県保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)

日本年金機構からのお知らせです

日本にお住まいの20歳以上の方は、国民年金に加入し、保険料を納付する必要があります。
日本年金機構では、国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどをわかりやすく動画でご案内しています。

動画はこちらから視聴できます

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/20kanyu.html>



令和3年度学生納付特例《令和3年4月1日から受付しています》

学生の方で、本人の所得が所得制限額以下の場合には、保険料の納付が猶予される**学生納付特例制度**を利用できます。※学生納付特例を受けた期間の保険料は、追納しないと年金額に反映されません。受給資格期間の計算には含まれます。

《**所得制限額 128万円+扶養親族等の数×38万円+社会保険料控除額等**》

※前年の所得がある方でも、退職された方であれば「退職（失業）特例」が適用される可能性があります。

▶申請に必要なもの 学生証（有効期限の記載があるもの）のコピーまたは在学証明書（原本）

（「退職（失業）特例」を利用される場合）雇用保険被保険者離職票

【問合せ先】

水戸南年金事務所

☎ 029-227-3278

茨城県保険課 医療年金グループ

☎ 029-240-7113 (直通)

FAX 029-219-1026

医療福祉費支給制度 **マル福** 申請手続きのご案内

医療福祉費支給制度（マル福）とは、医療保険を使って医療機関等を受診した場合の一部負担金を、公費で助成する制度のことです。

該当となる方がマル福を受給するにはご本人（または代理人）からの申請が必要です。まだ申請されていない方は、保険課（5番窓口）へお問い合わせください。

▶マル福は以下の区分に分かれています。

妊産婦	妊娠の届出により、母子健康手帳の交付を受けた方。
小児・児童	出生の日から高校3年生の学年末（18歳に達する以後、最初の3月31日まで）のお子様。
ひとり親家庭	離婚、死別などの事由により配偶者のない方、または配偶者が重度心身障害者である方で、下記に該当するお子様を監護し、一定の条件（※）を満たしている方とお子様。 <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満 ・20歳未満で、一定の障がいの状態にある、または高校等に在学中である （※）世帯、健康保険、配偶者の障がい状況等により認定を行います。
重度心身障害者	次のいずれかに該当する方。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳（1級、2級または内部障害における3級の認定を受けているものに限る）をお持ちの方。 ・精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方。 ・療育手帳（AまたはAの認定を受けているものに限る。）をお持ちの方。 ・障害年金1級の受給権をお持ちの方。

▶マル福には所得制限があります。制限額は区分ごとに異なりますので、町ホームページ「医療福祉費支給制度（マル福）について」をご覧ください。保険課（5番窓口）へお問い合わせください。

【問合せ先】 保険課 医療年金グループ ☎ 029-240-7113 (直通)